

「トライ100」定期積金規定

「トライ100」定期積金（以下「この積金」といいます。）とは、定期積金契約時に定期積金の満期時にそのまま定期預金へ預け替えの際、店頭表示の定期預金利率にプラスの優遇金利を付加する商品を行い、これの取扱いは次によることとする。

〔反社会的勢力との取引拒絶について〕

この積金は第7条第4項、AからFおよびAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項、AからFまたはAからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第1条 目的

「トライ100」定期積金（以下「トライ100積金」という。）は、顧客の目的達成のための資産形成にお手伝いする定期積金とし、定振率アップによる定期預金の増加に寄与させるとともに、長期安定資金の確保と新規顧客の獲得および既取引先の深耕を図ることを目的とする。

第2条 定期積金の取扱い

1. 「トライ100積金」は、市場金利連動型定期積金（以下「スーパー積金」という。）または定期積金（スーパー積金）とする。
2. 給付契約金は、期間3年物は掛金合計額1,008,000円＋給付補填備金、5年物は掛金合計額1,002,000円＋給付補填備金とする。
3. 掛込期間は3年および5年とする。

第3条 優遇金利の適用

1. 優遇金利は当金庫所定の基準により定めるものとし、トライ100積金契約日当日に定められている優遇金利を適用する。
2. 前項1.の優遇金利は金融情勢の変化により当金庫はいつでも基準ならびに利率の変更、あるいは適用を中止することができるものとする。

第4条 定期預金への振替

1. トライ100積金は、所定の満期日以降に特段のお申し出がない限り、税引後給付契約金の全額を第5.の定期預金に振替えるものとする。

第5条 定期預金の取扱い

1. 定期預金は自由金利型定期預金（M型）とする。なお、預入期間は1年以上4年以下とする。
2. 利率の適用は、定期預金振替当日の店頭表示利率に上記3.の優遇金利を付加する。
3. 優遇金利適用の定期預金は、トライ100積金から振替による場合にのみ適用し、当該定期預金満期時の継続によるものは適用しないものとする。



第6条 取引の制限等

1. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
2. 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出を求めます。届出のあった在留期間が経過したときは、入金・振込・払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
3. 第1項および前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
4. 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第7条 解約

1. この積金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また通帳式を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
2. 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
3. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが



あると認められる場合

4. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に順ずる行為

5. この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

6. 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、届出の印章および本人確認書類を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第8条 事情変更の原則

1. 上記第2条のトライ100積金および第5条の1.の定期預金について、金融情勢の変化により取扱い内容に変更・改廃が生じた場合は、当金庫は変更の場合は変更後の内容で、改廃の場合は引続き取扱いをする新たな定期積金および定期預金で取扱いを行うものとする。

第9条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見



ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫

人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 規定の準用

1. この規定に定めのない事項については、次の規定により取扱いする。
 - (1) トライ100積金は、市場金利連動型定期積金規定または定期積金規定。
 - (2) 定期預金は、自由金利型定期預金(M型)規定または自動継続自由金利型定期預金(M型)規定。
 - (3) 上記第7条による変更が行われた場合は、変更後の規定により取扱いする。

第11条 本規定の変更等

1. 当金庫は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

